

質問回答

2020年6月30日

「タイ国交通安全に関する組織能力および実施能力向上プロジェクト」（公示日：2020年6月17日／調達管理番号：19a01272）の企画競争説明書等に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	企画競争説明書 p.11 第2 プロポーザル作成に係る留意事項 1 プロポーザルに記載されるべき事項 (2) 業務の実施方針等 企画競争説明書 p.23 第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項 (13) 新型コロナウイルス感染症流行の影響	11 頁に「2020 年 10 月以降もしばらく現地への渡航ができない可能性も想定し、現地業務開始前に実施可能な国内業務について提案があれば、プロポーザルの別紙として記載願います。この提案につきましては、下記のページ数制限の対象外とします。」と記載されており、23 頁に「ウィズ・コロナ／ポスト・コロナ時代におけるイノベータータイプな提案があれば、プロポーザルに記載すること」と記載されています。23 頁に記載のウィズ・コロナ／ポスト・コロナ時代におけるイノベータータイプな提案についてもページ数制限の対象外となるのでしょうか？	「ウィズ・コロナ／ポスト・コロナ時代におけるイノベータータイプな提案」については、ページ数制限の対象外とします。
2	企画競争説明書 p.12 第2 プロポーザル作成に係る留意事項 1 プロポーザルに記載されるべき事項 (3) 業務従事予定者の経験、能力 2) 評価対象業務従事者の経歴	2020 年 6 月 19 日に JICA 調達・派遣業務部より発信された「新型コロナウイルスによる語学テスト停止期間を勘案したコンサルタント等契約のプロポーザル評価における「語学能力の評価基準」の暫定的運用について」で、語学の資格について、取得後 11 年までのものを語学評価の対象として認めると記載されています。 この場合、2009 年 6 月 25 日に取得した結果も語学評価の対象として認めて頂けるのでしょうか？	本件、プロポーザル提出締切が 2020 年 7 月 17 日であるところ、同日から 11 年以内に取得の語学資格を評価対象とします。 したがって、2009 年 6 月 25 日に取得された語学資格は、評価対象外となります。 (参考リンク： JICA 調達情報 2020 年 6 月 19 日付お知らせ 「新型コロナウイルスによる語学テスト停止期間」

通番号	当該頁項目	質問	回答
			を勘案したコンサルタント等契約のプロポーザル評価における「語学能力の評価基準」の暫定的運用について)
3	<p>企画競争説明書 p.21 第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項 (6) パイロット事業とタイ予算年度への留意</p> <p>企画競争説明書 p.26 6. 業務の内容 (9) 成果2に係る活動 (10) 成果3に係る活動</p>	<p>21 頁に「タイの予算年度は 10 月～翌年 9 月であり、遅くとも毎年 3 月頃には MOT がタイ財務省へ予算要求する必要があるため、パイロット事業の実施に際し C/P との調整に要するタイムスケジュールには十分に留意すること。」と記載されています。</p> <p>第 1 年次にパイロット事業の実施を提案する場合、MOT はその予算を確保していないこと前提とするか、それとも本プロジェクトの実施を想定して一定の予算を確保していることを前提とするのでしょうか？</p> <p>また、26 頁に「タイ側負担のもと、パイロット事業対象に対策実施を行い、対策前後の交通流の分析に基づいて有効性を評価する。」と記載されています。</p> <p>MOT が第 1 年次の予算を確保していない場合、成果 2 と成果 3 のパイロット事業の有効性評価を含むパイロット事業に係る再委託調査を提案する際には、本見積り又は別見積りのどちらに含めるのでしょうか？</p>	<p>基本的には第 1 年次のパイロット事業実施予算は確保されていない前提とします。ただし、交通安全キャンペーンの実施など、検討に要する時間が短く、本業務開始後すぐの調整で予算計上することが期待できるようなものがあれば、予算確保できる見込みでプロポーザルをご提案頂いて構いません。</p> <p>なお、ご質問にある再委託調査に必要な経費は、本見積りにて計上してください。</p>

以上